

○ 愛知県都市職員共済組合保養所の支配人に貸与する自動車に関する取扱要綱

(平成 15. 2. 27 ・ 題名改正)

(平成 6 年 5 月 24 日制定)

改正 平成 15 年 2 月 27 日

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、愛知県都市職員共済組合（以下「組合」という。）が設置した保養所の支配人に貸与する自動車（以下「貸与車」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(平 15. 2. 27 ・ 一部改正)

(使用の制限)

第 2 条 支配人は、貸与車を通勤及び保養所の営業以外の目的に使用してはならない。ただし、事務局長が必要があると認めた場合は、この限りでない。

(平 15. 2. 27 ・ 一部改正)

(運転の記録)

第 3 条 支配人は、自動車運転日誌（様式第 1 号）に必要な事項を記録しなければならない。

(平 15. 2. 27 ・ 一部改正)

(事故等の報告)

第 4 条 支配人は、貸与車の使用に際して事故が発生したときは、法令に基づく応急措置をし、直ちに事務局長に報告をして指示を受けなければならない。

(平 15. 2. 27 ・ 一部改正)

(通勤手当の取扱い)

第 5 条 支配人が第 2 条の規定により貸与車を使用した場合は、通勤手当は支給しない。

(平 15. 2. 27 ・ 一部改正)

(損害賠償等)

第 6 条 第 4 条の規定による事故に係る損害賠償等については、次のとおりとする。

- (1) 事故に係る交渉行為は、原則として支配人が行うものとする。
- (2) 第三者に損害を与えた場合は、自動車損害賠償責任保険及び全国市有物件災害共済会の自動車損害保険により損害賠償をするものとする。この場合において、損害賠償金が当該保険により支払われる金額を超えるときは、その超える金額の範囲内において組合が賠償することができるものとする。ただし、支配人に故意又は重大な過失のある場合は、この限りでない。
- (3) 事故による貸与車の修理等に要する経費は、支配人に故意又は重大な過失のある場合を除き、組合が負担する。

(平 15. 2. 27 ・ 一部改正)

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、事務局長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成6年4月1日から適用する。

附 則 (平成15年2月27日)

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

様式第1号

自動車運転日誌

平成 年 月分

日付	時 間	行 先	運転の理由	走行キロ数	備 考
月 日	前 午後 時 分 前 午後 時 分				
月 日	前 午後 時 分 前 午後 時 分				
月 日	前 午後 時 分 前 午後 時 分				